

## 各都道府県トラック協会助成金情報(2024/10/4時点)

※主に、自動点呼機器導入促進助成事業。トラック協会に記載がない場合は、全日本トラック協会の補助のみの可能性が高いのでご確認ください。

※助成金内容について変更される可能性があるため、購入時に最寄りのトラック協会までお問い合わせください。

全日本トラック協会 令和6年度自動点呼機器導入促進助成事業について

全日本トラック協会ホームページ：https://jta.or.jp/association/todou.html

https://jta.or.jp/member/shien/tenko2024.html

ブロック	協会名	所在地	電話番号	FAX番号	HP URL	HP閲覧	今年度の実施	助成対象機器・助成枠	助成額	申請期間・請求期限
北海道	(公社)北海道トラック協会	〒064-0809 札幌市中央区南九条西1-1-10	011-531-2215	011-521-5810	<a href="https://www.hta.or.jp/subsidy/management/roll-call-support/">https://www.hta.or.jp/subsidy/management/roll-call-support/</a>	可	有り	助成の対象となるのは、全日本トラック協会が定める自動点呼機器とする。	助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに導入した第2条に定める自動点呼機器の導入費用(機器本体、周辺機器、セットアップ等の費用)に対して、1事業者あたり1台分を上限20万円(北ト協10万円・全ト協10万円)として交付する。なお、消費税は導入費用には含まない。 <b>※ただし、会員で安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は、別に定める「安全性評価事業(Gマーク制度)普及促進助成金交付要綱」により、2台分(上限35万円)とする。</b>	令和6年4月1日から令和7年2月28日
東北	(公社)青森県トラック協会	〒030-0111 青森市大字荒川字品川111-3	017-729-2000	017-729-2266	<a href="http://www.aotokyo.or.jp/?page_id=16015">http://www.aotokyo.or.jp/?page_id=16015</a>	可	有り	助成枠は下記のとおりとする。 (1) 青森県内に安全性優良事業所を有する会員事業者上限2台 (2) 上記以外の会員事業者上限1台	助成額は下記のとおりとする。ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては青ト協の助成金を交付しない。 (1) 青森県内に安全性優良事業所を有する会員事業者1台につき上限100,000円 (2) 上記以外の会員事業者1台につき上限100,000円	令和6年4月1日から令和7年2月末日
	(公社)岩手県トラック協会	〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1	019-637-2171	019-638-5010	<a href="https://iwatokyo.or.jp/wp/?page_id=345">https://iwatokyo.or.jp/wp/?page_id=345</a>	可	有り	国土交省の認定を受けた機器で、今年度に契約もしくは利用開始したもの	自動点呼機器等の導入費用とし、150,000円(全ト協100,000円、岩ト協50,000円)を上限とする。 1事業者1台限りとする。但し、安全性優良事業所(Gマーク事業所)を岩手県内に有する事業者は2台(上限300,000円)を上限とする。 導入費用には、機器本体価格及びシステム購入費の他、部品や付属品、セットアップ、契約期間中のサービス利用料等の費用を含むものとする。 全ト協と岩ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。 消費税は助成の対象外とする。	4月1日～翌年2月20日(必着)
	(公社)宮城県トラック協会	〒984-0015 仙台市若林区卸町5-8-3	022-238-2721	022-238-4336	<a href="https://www.mivatokyo.or.jp/wp/wp-content/themes/blankslate/news/josei/">https://www.mivatokyo.or.jp/wp/wp-content/themes/blankslate/news/josei/</a>	可	有り	助成対象となる機器は、全日本トラック協会が認めるメーカー・機器とする。	助成金額は、導入費用(消費税を除く)の額とする。1機あたり20万円を上限とし、1事業者1機を限度とする。ただし、全ト協がその予算額に達した場合は1機あたりの上限を10万円とする。なお、宮城県内に安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2機を限度とする。	令和6年4月1日から令和7年2月28日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)
	(公社)秋田県トラック協会	〒011-0904 秋田市寺内蛭根1-15-20	018-863-5331	018-863-7354	<a href="http://www.ata.or.jp/josei/index.html#r_2">http://www.ata.or.jp/josei/index.html#r_2</a>	可	有り	国土交通省が認定を受けたもの	導入費用の一部助成(100,000円限度)	令和6年4月1日～令和7年2月末日
(公社)山形県トラック協会	〒994-0075 天童市蔵増1465-16	023-616-6135	023-616-6138	<a href="http://www.yta.or.jp/">http://www.yta.or.jp/</a>	会員専用ページ	不明	不明	不明	不明	
(公社)福島県トラック協会	〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-7755	024-558-7731	<a href="https://fukutora.lat37n.com/furtherance/">https://fukutora.lat37n.com/furtherance/</a>	可	無し	記載なし	記載なし	記載なし	

関東	(一社)茨城県トラック協会	〒310-0913 水戸市見川町2440-1	029-303-6363	029-243-5936	<a href="https://www.ibatokyo.or.jp/arc/hives/subsidy/%e3%80%90%e5%85%a8%e3%83%88%e5%8d%94%e3%80%91%e8%87%aa%e5%8b%95%e7%82%b9%e5%91%bc%e6%a9%9f%e5%99%a8%e5%b0%8e%e5%85%a5%e4%bf%83%e9%80%b2%e5%8a%a9%e6%88%90%e4%ba%8b%e6%a5%ad">https://www.ibatokyo.or.jp/arc/hives/subsidy/%e3%80%90%e5%85%a8%e3%83%88%e5%8d%94%e3%80%91%e8%87%aa%e5%8b%95%e7%82%b9%e5%91%bc%e6%a9%9f%e5%99%a8%e5%b0%8e%e5%85%a5%e4%bf%83%e9%80%b2%e5%8a%a9%e6%88%90%e4%ba%8b%e6%a5%ad</a>	可	有り	全ト協同様	全ト協同様	令和6年4月1日から令和7年2月28日まで
	(一社)栃木県トラック協会	〒321-0169 宇都宮市八千代1-5-12	028-658-2515	028-658-6929	<a href="https://truppy.com/subsidy_list/">https://truppy.com/subsidy_list/</a>	可	有り	・栃木県トラック協会の会員事業者で、中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）を対象とする。 ・令和6年3月1日(金)から令和7年2月28日(金)までに機器を導入（契約もしくはサービスの利用を開始）したものを対象とする。 ※助成対象自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けた機器とする。	・自動点呼機器の導入費用に対し、上限15万円。 ・申請は1事業者あたり1台を上限とする。ただし、栃木県内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は、2台分（上限30万円）を上限とする。 ※導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含む。消費税は含まない。	令和6年6月3日(月)～令和7年2月28日(金)
	(一社)群馬県トラック協会	〒379-2166 前橋市野中町322-1（群馬県交通運輸会館内）	027-261-0244	027-261-7576	<a href="https://www.gta.or.jp/member/grant.html">https://www.gta.or.jp/member/grant.html</a>	可	有り	助成対象となる機器等は、全ト協が指定した対象機器等を導入し、かつ国土交通省に乗務後自動点呼の届出を行ったものを助成対象とする。導入費用には、機器本体価格及びシステム購入費の他、部品や付属品、セットアップなどの費用を含むものとする。なお、消費税は導入費用には含まない。	助成金交付額は、1事業者あたり1台で、対象となる点呼支援機器等の導入費用(契約期間中のサービス利用料を含む)上限100,000円とする。国・地方自治体からの補助金が交付されている場合は、助成対象としない。	令和6年度については、令和6年4月1日から令和7年2月7日の間に導入を完了し、支払い等が終了したものとする。
	(一社)埼玉県トラック協会	〒330-8506 さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2771	048-644-8080	<a href="https://www.saitokyo.or.jp/jos/eikin-guide/">https://www.saitokyo.or.jp/jos/eikin-guide/</a>	会員専用ページ	不明	不明	不明	不明
	(一社)千葉県トラック協会	〒261-0002 千葉市美浜区新港212-10	043-247-1131	043-246-7372	<a href="https://www.cta.or.jp/aidinfo/#detail-10171">https://www.cta.or.jp/aidinfo/#detail-10171</a>	可	有り	以下の期間に、千葉県内の営業所において契約もしくは利用開始し、国土交通省が認定した自動点呼機器とする。 期間：令和6年4月1日～令和7年1月末日 一事業者当り、1台までとする。ただし、千ト協内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台までとする。	一申請当り、上限10万円（Gマークあり：上限20万円）	令和6年6月1日～令和7年2月6日午後5時必着
	(一社)東京都トラック協会	〒160-0004 新宿区四谷3-1-8	03-3359-6251	03-3359-4695	<a href="https://www.totokyo.or.jp/arc/hives/30422">https://www.totokyo.or.jp/arc/hives/30422</a>	可	有り	助成対象機器は、国土交通省が認定する「自動点呼機器」で、令和6年4月1日以降に契約、もしくは利用開始したものを対象とする。 なお、令和7年2月28日までの期間内に導入が完了し、助成金交付申請を行ったものに限る。 また、本年度の当該助成事業において既に全ト協助成を受けている機器で、東ト協助成を受けていない場合は、改めて前項2.②の東ト協助成枠分の対象として取り扱う。	東ト協助成枠 対象となる自動点呼機器の導入に要する費用（機器及びシステムの導入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含む。なお、消費税は導入費用に含まない。）を上限10万円とし、年度内の申請台数は1会員事業者あたり1台とする。 ただし、安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する会員事業者については、年度内の申請上限を2台（1台あたり上限10万円）とする。	令和6年4月15日から令和7年2月28日まで
	(一社)神奈川県トラック協会	〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1	045-471-5511	045-471-9055	<a href="https://www.kta.or.jp/pub/jos/eikin/jidoutenko.html">https://www.kta.or.jp/pub/jos/eikin/jidoutenko.html</a>	可	有り	助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和6年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものとする。	対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）（上限10万円） ※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とする。	令和6年4月1日～令和7年2月28日必着
	(一社)山梨県トラック協会	〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036	<a href="https://www.yta-net.or.jp/">https://www.yta-net.or.jp/</a>	会員専用ページ	不明	不明	不明	不明

北陸信越	(公社)新潟県トラック協会	〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4	025-285-1717	025-285-8455	<a href="https://www.nta.or.jp/member/">https://www.nta.or.jp/member/</a>	可	有り	助成対象とする点呼支援機器は、国土交通省が認定した「自動点呼機器」とする。	県ト協は、会員が第2条に定める点呼支援機器等の導入に要する費用を負担した場合、予算の範囲において、1台あたり10万円を助成する。また、公益社団法人全日本トラック協会の助成分として10万円を加算する。なお、導入費用は機器本体価格およびシステム導入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含むものとし、消費税は導入費用に含まないものとする。	届出書の受理日、利用開始日または支払日のいずれか遅い日から30日以内または当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月10日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日まで
	(公社)長野県トラック協会	〒381-8556 長野市南長池710-3	026-254-5151	026-254-5155	<a href="https://www.naganota.or.jp/member/grant/">https://www.naganota.or.jp/member/grant/</a>	可	有り	助成対象とする点呼支援機器は、国土交通省が認定した「自動点呼機器」とするが、対象となる点呼支援機器の導入費用とは、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用とし、消費税は導入費用に含めない。	年度内に1事業者1台を上限に、全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)は導入費用(消費税を含まない)として100,000円を上限に助成する。県ト協は、導入費用から全ト協が助成した額を控除した分の1/2(上限100,000円)(千円単位)を助成する。ただし、県ト協の助成額と全ト協の助成額の合計額が事業者の負担額(導入費用)を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。	令和6年4月1日から令和7年2月末までに導入費用の支払い等が終了したものとし、最終申請期限は令和7年3月5日とする。
	(一社)富山県トラック協会	〒939-2708 富山市婦中町島本郷1-5	076-495-8800	076-495-1600	<a href="https://www.toyamatrucking.or.jp/">https://www.toyamatrucking.or.jp/</a>	会員専用ページ	不明	不明	不明	不明
	(一社)石川県トラック協会	〒920-0226 金沢市栗崎町4-84-10	076-239-2511	076-239-2287	<a href="https://www.ishitokyo.or.jp/jo/sei-detail.php#a02">https://www.ishitokyo.or.jp/jo/sei-detail.php#a02</a>	可	有り	助成対象機器及び対象者 ※石川県で登録の貨物運送自動車に対象機器を装着するもの ※石川県所属の運転者が受診・受講するもの（退職者は対象外）	自動点呼機器等（税別）10万円（上限） ※助成対象は、上記機器及びシステムの導入にかかる諸経費（セットアップ費用等）を含む ※当該年度の申請台数は1事業者1台分を上限とする ※ただし、安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台（上限20万円）とする	令和6年4月1日～令和7年2月28日
中部	(一社)福井県トラック協会	〒918-8115 福井市別所町第17号18-1	0776-34-1713	0776-34-2136	<a href="https://www.fta.jp/user/login?destination=grant">https://www.fta.jp/user/login?destination=grant</a>	会員専用ページ	不明	不明	不明	不明
	(一社)岐阜県トラック協会	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773	<a href="https://www.gitokyo.or.jp/%E5%90%84%E7%A8%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E4%B8%80%E8%A6%A7-%E6%BA%96%E5%82%99%E4%B8%AD/202te%E7%82%B9%E5%91%BC%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%A9%9F%E5%99%A8/">https://www.gitokyo.or.jp/%E5%90%84%E7%A8%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E4%B8%80%E8%A6%A7-%E6%BA%96%E5%82%99%E4%B8%AD/202te%E7%82%B9%E5%91%BC%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%A9%9F%E5%99%A8/</a>	可	有り	岐阜県内に認可を受けた営業所に自動点呼にかかる支援機器及びシステム等を購入(買取・割賦)する会員事業者（中小企業者※）とする。	(1) 自動点呼機器等の導入費用で、上限20万円（全ト協10万円含む） ※システム導入にかかる諸経費（セットアップ費用等）及び契約期間中のサービス利用料を含む。 (2) 1事業者1台までとし、Gマーク営業所への導入は1事業者2台（1営業所1台）とする。	令和6年4月22日（月）～令和6年12月20日（金）
	(一社)静岡県トラック協会	〒422-8510 静岡市駿河区池田126-4	054-283-1910	054-283-1917	<a href="https://www.szta.or.jp/kaiin/">https://www.szta.or.jp/kaiin/</a>	会員専用ページ	不明	不明	不明	不明
	(一社)愛知県トラック協会	〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞21-127	0561-76-2006	0561-76-2013	<a href="https://ssl.aitokyo.jp/member/josei-yuji/shinsei107_r6/">https://ssl.aitokyo.jp/member/josei-yuji/shinsei107_r6/</a>	可	有り	国土交通大臣が認定した機器（「当該年度及び当該前年度過労運転防止認定機器一覧」の「業務後自動点呼機器」）とし、愛ト協が実施する他の助成制度の併用は不可とする。助成対象は、助成対象期間内に機器を新たに愛知県内の事業所において導入した事業者とし、中小事業者（中小企業基本法による中小企業者（資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人））とする。申請機器の上限は、愛知県内の認可事業所ごとに1台のみとする。	機器1台当たりの助成金額は、次のとおりとする。但し、対象経費が助成金額を下回る場合は、百円単位を切り捨てた金額とする。 自動点呼機器10万円	令和6年4月1日から令和6年12月13日
	(一社)三重県トラック協会	〒514-8515 津市栄町1-941	059-227-6767	059-225-2095	<a href="https://santokyo.or.jp/joseikin/%e7%82%b9%e5%91%bc%e6%94%af%e6%8f%b4%e6%a9%9f%e5%99%a8%e7%ad%89%e3%83%ad%e3%83%9c%e3%83%83%e3%83%88%e7%82%b9%e5%91%bc/">https://santokyo.or.jp/joseikin/%e7%82%b9%e5%91%bc%e6%94%af%e6%8f%b4%e6%a9%9f%e5%99%a8%e7%ad%89%e3%83%ad%e3%83%9c%e3%83%83%e3%83%88%e7%82%b9%e5%91%bc/</a>	可	有り	全ト協同様	1事業者 1台 15万円 Gマーク所有事業者 2台 30万	令和6年6月3日から令和7年3月31日

近畿	(一社)滋賀県トラック協会	〒524-0104 守山市木浜町2298-4	077-585-8080	077-585-8015	<a href="https://www.shiga-ta.or.jp/subsidy/">https://www.shiga-ta.or.jp/subsidy/</a>	可	有り	中小企業者（資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）が対象となる国土交通省が認定した自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）に対する助成	助成金は、国土交通省が認定した自動点呼機器の導入費用を負担した場合に、1事業者1台あたり10万円を上限に交付する。上記の規定にかかわらず、安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は、2台分で20万円を上限とする。全ト協と地方ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。	令和6年4月1日～令和7年2月28日
	(一社)京都府トラック協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062	<a href="https://www.kyotruck.or.jp/2024/04/03/%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%95%E5%B9%B4%E5%BA%A6-%E7%82%B9%E5%91%BC%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%A9%9F%E5%99%A8%E7%AD%89%E5%B0%8E%E5%85%A5%E4%BF%83%E9%80%B2%E5%8A%A9%E6%88%90/">https://www.kyotruck.or.jp/2024/04/03/%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%95%E5%B9%B4%E5%BA%A6-%E7%82%B9%E5%91%BC%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%A9%9F%E5%99%A8%E7%AD%89%E5%B0%8E%E5%85%A5%E4%BF%83%E9%80%B2%E5%8A%A9%E6%88%90/</a>	可	有り	全ト協同様	対象となる点呼支援機器等の導入費用（契約期間中のサービス利用料を含む）：上限10万円 ※安全性優良事業所（Gマーク事業所）：限度額20万円	令和6年4月1日～令和7年2月28日
	(一社)大阪府トラック協会	〒536-0014 大阪府城東区鳴野西2-11-2	06-6965-4000	06-6965-4019	<a href="https://www.truck.or.jp/publics/index/29/">https://www.truck.or.jp/publics/index/29/</a>	可	有り	国土交通省の認定を受けた自動点呼機器で、令和6年4月1日以降に新たに導入した機器	1事業者あたり1台、上限を10万円 Gマーク所有事業者は2台、上限を20万	令和6年4月1日～令和7年2月28日
	(一社)兵庫県トラック協会	〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556	078-882-5565	<a href="https://www.hyotokyo.or.jp/member-public/j27.html">https://www.hyotokyo.or.jp/member-public/j27.html</a>	可	有り	助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和6年4月1日以降に契約または利用開始したものとす。	対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む。但し、消費税は導入費用には含まない。）（上限10万円） ※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とする。	令和6年4月1日～令和7年2月28日
	(公社)奈良県トラック協会	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-6	0743-23-1200	0743-23-1212	<a href="https://naratra.or.jp/kaiin_iyos/ei.htm#02">https://naratra.or.jp/kaiin_iyos/ei.htm#02</a>	可	有り	国土交通省の認定を受けたもので、令和6年4月1日以降に契約または利用開始した自動点呼機器	自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）（上限10万円） 1事業者あたり1台分。ただし、県内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）	令和6年4月1日～令和7年1月31日
	(公社)和歌山県トラック協会	〒640-8404 和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121	<a href="https://www.watokyo.org/oshirase.php?OSSEQ=50">https://www.watokyo.org/oshirase.php?OSSEQ=50</a>	可	有り	助成対象は国土交通省の認定を受けたもので、令和6年4月1日以降に導入したものとす。	1事業者あたり1台、上限を10万円 Gマーク所有事業者は2台、上限を20万	令和6年4月1日～令和7年2月28日

中国	(一社)鳥取県トラック協会	〒680-0006 鳥取市丸山町219-1	0857-22-2694	0857-27-7051	<a href="https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html">https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html</a>	可	有り	助成の対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、契約もしくは利用開始したものとします。	交付する助成金は、対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）上限10万円とする。ただし、中小企業（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）の会員事業者は10万円（全ト協助成金）を加算する。	令和6年5月1日～令和7年2月20日
	(公社)鳥根県トラック協会	〒690-0001 松江市東朝日町194-1	0852-21-4272	0852-22-4408	<a href="https://shimane-torakyo.com/member/josei-2024/#vk-mobile-nav">https://shimane-torakyo.com/member/josei-2024/#vk-mobile-nav</a>	可	有り	国土交通省が認定した自動点呼機器又はシステム及びその周辺機器とする。	自動点呼機器1台に対して上限10万円助成しています。（1会員あたり1台限度、Gマーク事業所は2台限度）	令和6年4月1日から令和7年2月20日まで
	(一社)岡山県トラック協会	〒700-8567 岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211	086-234-5600	<a href="https://okayama-ta.or.jp/subsidy/165/">https://okayama-ta.or.jp/subsidy/165/</a>	可	有り	助成の対象となる機器等は、自動点呼にあっては、国が認定した機器とし、遠隔点呼にあっては、国が推奨する機器等とする。	◆自動点呼にあっては、国が認定した機器、遠隔点呼にあっては、国が推奨する機器等を新たに導入し、費用を負担した場合上限15万円を交付する。ただし、費用が助成金の金額の上限に達していない場合は、その費用額 ◆1会員あたり1台を限度 ◆国及び地方自治体からの補助金が交付された機器等に対しても助成	助成申請書の提出期限は、国土交通省に届出をして承認された日が属する年度の2月末日まで
	(公社)広島県トラック協会	〒732-0052 広島市東区光町2-1-18	082-264-1501	082-261-2496	<a href="https://www.torakyo-hiroshima.or.jp/member/jyosei_business.html">https://www.torakyo-hiroshima.or.jp/member/jyosei_business.html</a>	可	有り	助成対象とする点呼支援機器等は、令和6年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものとします。※助成対象には、上記機器及びシステムの導入にかかる諸経費（セットアップ費用等）を含む。	対象となる点呼支援機器等の導入費用（契約期間中のサービス利用料を含む）（上限10万円） ※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とする。	令和6年4月1日～令和7年2月28日
	(一社)山口県トラック協会	〒753-0812 山口市宝町2-84	083-922-0978	083-925-8070	<a href="https://www.ytruck.or.jp/2024/04/01/%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%95%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e7%82%b9%e5%91%bc%e6%94%af%e6%8f%b4%e6%a9%9f%e5%99%a8%e7%ad%89%e5%b0%8e%e5%85%a5%e4%bf%83%e9%80%b2%e5%8a%a9%e6%88%90%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e3%81%ab/">https://www.ytruck.or.jp/2024/04/01/%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%95%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e7%82%b9%e5%91%bc%e6%94%af%e6%8f%b4%e6%a9%9f%e5%99%a8%e7%ad%89%e5%b0%8e%e5%85%a5%e4%bf%83%e9%80%b2%e5%8a%a9%e6%88%90%e4%ba%8b%e6%a5%ad%e3%81%ab/</a>	可	有り	・助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和4年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものとします。 ※申請の際に、国土交通省に届出をして受理された「乗務後自動点呼の実施にかかる届出書」の写し（受付印があるもの）の添付を必須とします。	・対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス料を含む）（上限10万円） ※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とします。 ※全ト協と地方ト協の助成金の合計が事業者の負担を上回る場合は、全ト協の助成額を減額します。	令和6年4月1日～令和7年2月28日（地方ト協宛て必着）
四国	(一社)徳島県トラック協会	〒770-0003 徳島市北田宮2-14-50	088-632-8810	088-632-4701	<a href="https://tokushima-truck.jp/2024/04/5-1.html">https://tokushima-truck.jp/2024/04/5-1.html</a>	可	有り	・国土交通省が認定する「自動点呼機器」とする。 ・令和6年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものを対象とする ・助成対象には、上記機器及びシステムの導入にかかる諸経費（セットアップ費用等）を含む	助成額は、以下のとおりとする。 対象となる自動点呼機器の導入費用 上限100,000円/1台（全ト協） ※導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含めることができる。なお、消費税は導入費用には含まない。 ※全ト協予算終了後、県ト協予算で対応（助成額は全ト協に同じ）	令和6年4月1日～令和7年2月28日
	(一社)香川県トラック協会	〒760-0066 高松市福岡町3-2-3	087-851-6381	087-821-4974	<a href="https://www.kagawa-truck.jp/subsidy/">https://www.kagawa-truck.jp/subsidy/</a>	可	有り	助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和6年4月1日以降に契約または利用開始したものとします。	対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）（上限10万円） ※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とする。	令和6年6月1日～令和7年2月7日
	(一社)愛媛県トラック協会	〒791-1114 松山市井門町1081-1	089-957-1069	089-993-5501	<a href="https://www.eta1069.jp/formembers_joseikin/">https://www.eta1069.jp/formembers_joseikin/</a>	可	有り	中小企業対象	上限150,000 自動点呼機器 (G上限300,000) 上限:1台(Gマ-2台)	6/1～2/末
	(一社)高知県トラック協会	〒781-8016 高知市南の丸町5-17	088-832-3499	088-831-0630	<a href="https://www.kochi-truck.jp/member/jyosei/">https://www.kochi-truck.jp/member/jyosei/</a>	可	有り	安全管理、労働環境改善等のため、点呼に係る支援機器等の導入促進助成制度	対象機器を導入した場合の初期導入費用（上限20万） ※オプション・ランニングコストは含まない。 限度枠：1台/1社（Gマーク取得事業者は2台）	令和6年4月1日～令和7年2月末

九州	(公社)福岡県トラック協会	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8	092-451-7878	092-472-6439	<a href="https://hearty.or.jp/publics/index/38/#block883">https://hearty.or.jp/publics/index/38/#block883</a>	可	有り	助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和6年4月1日以降に契約または利用開始したものとします。	対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）（上限10万円） ※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とする。	令和6年4月1日～令和7年2月28日
	(公社)佐賀県トラック協会	〒849-0921 佐賀市高木瀬西3-1-20	0952-30-3456	0952-31-6441	<a href="https://ita.or.jp/member/shien/tenko2024.html">https://ita.or.jp/member/shien/tenko2024.html</a>	可	有り	助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和6年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものとします。 ※申請の際に、国土交通省に届出をして受理された「業務後自動点呼の実施にかかる届出書」の写し（受付印があるもの）の添付を必須とします。	対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）（上限10万円） ※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とします。	令和6年4月1日～令和7年2月28日
	(公社)長崎県トラック協会	〒851-0131 長崎市松原町2651-3	095-838-2281	095-839-8508	<a href="http://www.nata.or.jp/service.html#102">http://www.nata.or.jp/service.html#102</a>	可	有り	・自動点呼機器 →助成対象機器についてはお問い合わせください。	自動点呼機器:導入費用（上限10万円）1事業者1台まで ※Gマーク事業所は上限20万円1事業者2台まで	申請期間：R6.7.1～R6.12.20 実績報告期限：R7.2.21
	(公社)熊本県トラック協会	〒862-0901 熊本市東区東町4-6-2	096-369-3968	096-369-1194	<a href="https://kuma-ta.com/member/about_josei/tenkorobo/">https://kuma-ta.com/member/about_josei/tenkorobo/</a>	可	有り	助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省が認定する「自動点呼機器」とする。	助成対象者が導入した第2条に定める自動点呼機器の機器及びシステム導入に要する費用を熊本協より、1事業者1台あたり10万円を上限に助成する。なお、導入費用は、機器本体価格及びシステム導入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含むものとし、消費税は導入費用には含まないものとする。安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は、2台で20万円を上限とする。	毎事業年度の4月1日から翌年2月末日まで
	(公社)大分県トラック協会	〒870-0905 大分市向原西1-1-27	097-558-6311	097-552-1591	<a href="https://www.ota.or.jp/subsidy-program/">https://www.ota.or.jp/subsidy-program/</a>	可	有り	全ト協同様	全ト協同様	全ト協と同様
	(一社)宮崎県トラック協会	〒880-8519 宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285	<a href="https://www.mta.or.jp/members/josei/">https://www.mta.or.jp/members/josei/</a>	可	有り	全ト協同様	全ト協同様	全ト協と同様
	(公社)鹿児島県トラック協会	〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15	099-261-1167	099-261-1169	<a href="https://www.kta.jp/kta/data/r6jidoutenko/">https://www.kta.jp/kta/data/r6jidoutenko/</a>	可	有り	助成対象機器は、国土交通省が認定した機器で、当該年度4月1日以降に新たに導入(契約もしくはサービス利用開始)した機器とする。	助成額は、機器の導入費用とし、1会員あたり1台分100,000円を上限とする。ただし、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）の認定を受けている事業者（以下「G事業者」という。）については、1会員あたり2台分200,000円を上限とする。なお、対象となる導入費用は、機器本体、周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む。ただし、消費税は導入費用に含まない。※G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。	当該年度の4月1日から2月末日まで
(公社)沖縄県トラック協会	〒900-0001 那覇市港町2-5-23	098-863-0280	098-863-3591	<a href="https://okitara.or.jp/?page_id=24">https://okitara.or.jp/?page_id=24</a>	可	有り	助成の対象となるのは、別に定める自動点呼機器とする。	助成金は、国土交通省が認定した自動点呼機器の導入費用を負担した場合に、1事業者1台あたり10万円を上限に交付する。上記の規定にかかわらず、安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は、2台分で20万円を上限とする。全ト協と地方ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。	令和7年1月末まで	